

国民年金

こんなときは
年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入することになっています。

◆加入の種類（種別）

第1号被保険者

自営業者や学生など

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えていない方）

本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わる場合、種別変更等の手続きが必要となります。

手続きをしなかった場合、病気やケガで障害が残ったときの障害年金や、死亡した場合の遺族年金を受け取ることができなくなることもありますので、ご注意ください。

○20歳到達の方

学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していないとき

手続き先

市町村の窓口

種別

第1号

第2号被保険者に扶養されている配偶者

配偶者の勤務先

第3号

○第1号被保険者の方

配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき

○第2号被保険者の方

第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき

市町村の窓口

第1号

第2号被保険者の方が会社などを退職し、第2号被保険者の配偶者に扶養されるようになったとき

配偶者の勤務先

第3号

○第3号被保険者の方

第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき

年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき

市町村の窓口

第1号

パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき

第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者と離婚したとき

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
 問い合わせ先／帯広年金事務所 (☎0155-25-8113)
 町民課住民年金係 (☎【幕】54-6601)